

第6回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年11月12日（月） 15：00～16：50

開催場所：吹田市立千里市民センター 多目的ルーム2

出席者：《委員》

安藤座長、石田副座長、峯本委員、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、
長谷川委員、水木委員

《事務局》

北野こども育成室長、西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事
山本南保育園長、荒木のびのび子育てプラザ主幹

傍聴者：3人

次第：

開会

議題

1 報告書（案）作成の意見聴取

2 その他

閉会

議事要旨：

行政における附属機関と本懇談会の位置づけ、これを受けた会議のとりまとめの方針について

《事務局》 ※資料p.1～p.2について説明する。

《A委員》 公立幼稚園のあり方検討会議の内容についての報告は予定されていないのか。

《事務局》 今のところ予定はない。

議題1 報告書（案）作成の意見聴取

《事務局》 ※資料p.3～p.4、参考資料について説明する。

《座長》 「保育所施設・設備の整備」についてこれまで意見を頂戴していないので、まず、本項目についてご意見を頂戴したい。

《B委員》 公立保育所は、現在の施設が建設されてから、古いところは45年程、一番新しい園でも29年程を経たとのことである。建築的観点から言えば、昔は鉄筋コンクリートの寿命は35年だと言われていた。今はもう少し長いと思うが、万博の頃に建てられた建物の建て替えが最近かなり進められている。保育所でも必要な部分の改修は行われているが、予算がつかないことで10年ほど前から大規模改修は止まっている。園児が日常過ごす空間が非常に老朽化し、危険にさらされている。もう少し予算を付けてもらいたいという思いがある。

《C委員》 耐震については調べているのか。

《事務局》 今年も2園で調査を行っているが、すべての園ではできていない。18園のうち、平屋建てで耐震が不要なのが2園、新耐震基準以降に建てられたのが1園のため3園は耐震が不要で、このほかに今年度までに9園の耐震診断は済んでいるが、6園の耐震診断は次年度以降となっている。

《B委員》 平屋建て2園は法律的に対象外とのことだが、建設から40年以上がたっている。純粹に40年以上たっている訳ではないと思うが、建築家としてみた判断によると、軒の梁にはクラックが入っており、かなり危ないと思っている。平屋建てかどうかという観点を取り除いて考えてもらいたい。今申し上げているのは山田保育園で、もう1園は北千里保育園である。両方ともかなり古くなっているので、早急に対策を講じてもらいたい。

《D委員》 初歩的な質問だが、この議題は市が設備の整備をどこかで行うという意味で出されたものなのか、現状を報告するという趣旨か。

《事務局》 第1回で現状報告を行ったのだが、現状は、すべての公立施設が大変古くなっているが大規模改修が計画的に進んでいない状況にある。また、公立保育所に対しては国の施設整備の補助金がないため、一般財源だけでやっていくのは大変な状況にある。これら2つの側面でなかなか改修が進まず、老朽化が進んでいる。

《B委員》 次世代育成の基金が下りてきているが、これは公立では使えないものだと解釈している。できれば公立でも使えるようになればということをお願いしてきた。園舎は老朽化してくるものなので、予算がないと言いつつも何らかの捻出方法は先を見越して考えてもらいたい。

《D委員》 子どもの施設にお金が使われるのが何よりも優先順位だと思うのだが、お金がないということだけでそのままにしておくのか。

《B委員》 幼稚園はどのような状況になっているのか。

《A委員》 公立幼稚園は小学校に附属しているところが多い。単独の施設は古くなっているのは確かである。

《C委員》 次世代育成のこども基金はいつまで出るものか。

《事務局》 今年度着工までとなっているが、正式な通知はまだ来ていない。

《C委員》 財源だけの話ならば、公立ありきか、それが子どもの施設かと考えた場合、財源がないといわれる今の状態ではどうするの難しいことは見えている。そのなかで民間委託・アウトソーシングすることになっていけば、来年度分のこども基金は出るようになる。27年度からは関連3法が入るので、量の拡大の可能性がある。公立・私立という考え方ではなく、子どもの施設を改修するという観点に立てば、アウトソーシングしていけば可能性が出てくると考えている。

《E委員》 公立施設をいくつか民営化していくので、その時点で該当施設は改修される。また、民営化によって財源にある程度余裕ができるので、それを改修などに充当する可能性は考えられるのではないか。民営化によって軽減された費用すべてをほかへ回すのではなく、子どもの部分にも一定は使っていく方法が考えられる。

《A委員》 民営化される保育所の改修は、新しく担う民間主体が行うという考え方でよいのか。

《事務局》 公立の段階で改修するのか、移管して民間の状態での改修するのか、選定事業者の負担かどうかも含め、基本的には移管条件を考えていくなかでどうするかを決めることになる。もう1つは、市がどれだけ負担してお渡しするかがある。他市の事例では、改修してお渡しする場合とお渡ししてから改修する場合2つがあるのだが、それもこれから検討していくことになる。

《B委員》 改修費用はどかが負担するのか。他市の事例ではどうか。

《事務局》 公立の状態では改修すると市が負担する。移管後に改修する場合の費用負担は、事業者が自らの施設を改修することになるので一定は事業者に負担していただき、たとえば市が4分の1を負担するという方法がある。ただ、古い施設をお渡しするので、改修費用についても移管条件のなかで、何年以内に改修を実施されるのであれば市の責任として何百万円かを上乗せするということがされている市町村もある。

《E委員》 第1回資料のp.7に建築年代と大規模改修の状況が示されているが、これを見る限り昭和40年代～50年代に建てられたものがほとんどである。

《F委員》 民営化するとき、指定管理のように建物は市に属し、基本的な部分は市が負担するという考え方はないのか。

《事務局》 保育所の運営の形態には、公設公営・公設民営・民設民営と3つのパターンがある。今回事業者にお渡しする形態は、民設民営にあたるので建物もお渡しすることになり、指定管理の考え方にはあたらない。

《座長》 民営化するとき、建て直しを法人がするというのは話がやりやすい。というのは、建て直しをしている間の仮園舎を作らないといけない。仮園舎も法人がやるという条件も出てくる。どういう条件にされるかは今後の検討によるところだが、老朽化した園舎をそのまま放っておく訳にはいかないし、耐久性などの問題もある。子どもの保育を考えた場合に建て直しをどういうかたちでやっていくか、そのひとつとして民営化をすることで施設整備の経費が国から下りてくる枠組みがあるので、そういう手法はどうか、という話が出てきている。代替地、仮園舎の話も承知のうえで法人に手をあげていただくという話もあるだろう。

《D委員》 私は西宮市で民間に移管された保育所で5年間働いた。その時は、一旦震災のときの避難に使われていた住宅に仮園舎を設けて園舎の改修工事が行われた。かなりの大規模改修で、改修後に移管されたので改修費用はほとんど市が負担した。その後も壁が崩落するということがあったので市が負担して改修を行った。

移管後に和室を一時保育室に改修するのは法人が行ったが、基本的な建物の改修は全部市が負担した。そうでないと、受け取る法人も大変ではないかと思う。

《C委員》 おっしゃるとおり、全部を法人がやるのは難しいだろう。この先の見通しはわからないが、現状は安心こども基金があり、負担としては総額の12分の1なので、それを利用されているケースを聞いている。

指定管理の場合は帰属が市になるので、手をあげてやるにしても実際には法人の事業にはならず、委託料になるので難しい問題が出てくると思われる。そのため、吹田市でアウトソーシングという手法ですると、改築料は必要になるが、今年・来年度くらいなら安心こども基金という目途がついている。平成28年度になるとどうなるかは不安である。

《E委員》 民営化する園に関しては国の補助を活用しながらやっていける可能性はあるが、民営化しない園については、民営化によって軽減された費用を充てて使う以外に活用できる制度はあるのか。

《事務局》 残る園についての財源は、ほとんど交付金化されているので微々たるものだと考えている。ソフト・ハード含めて今後のことを早急に考えていかないと、現状は各園とも老朽化が進んでいる。民営化によって一定の財源を得ることで、整備の部分へ回すということで内部での調整をしていきたい。

《C委員》 将来的なことなのでまだ勉強できていないが、認定こども園で幼保連携型という場合には、保育単価に減価償却費が上乗せされると聞いているのだが、公立の場合にはどうなるのか。

《事務局》 公立では入らない予定である。

《C委員》 将来的に公立保育所に補助が一切なくなっても、民間で受ける場合なら減価償却費が上乗せされるので改築費用などに充てることが可能だと思う。そのうえでどういう判断をするかということになってくる。

《座長》 民営化のときに建て直す費用をどちらが持つかだが、この場で答えは出にくいし、答えを出してとて言えないし、事業者選定会議に委ねられることである。事業者選定会議においては他市の状況、どういう条件に対してどれくらい法人からのエントリーがあるのかを調べておかれると手がかりになると思う。

《G委員》 実際に保育を提供していくうえで、人的サービスは別にしても施設における事故の危険性など、リスクの見立て、アセスメントはされているのか。保育の安全性・質から予算配分の優先順位をどうするか、リスクの見立て・アセスメントを行うことが必要ではないか。それによってお金の規模やその優先順位の目的意識が持てるのではないか。

《座長》 今のはリスクマネジメントのお話である。縦軸と横軸を引いて縦軸はリスクの頻度、横軸はその被害度とすると、たとえば、地震はたまに起こるものだが被害は大きいという見方ができる。縦軸・横軸4つの象限のどこにどういうことがあてはまるのかを一つひとつチェックすることが重要だと思う。これは保育指針でも言われていることであり、所長の責任として位置づけられているものである。

耐震と言えば東日本大震災の際の話が出てくるが、たとえば保育所に子どもを送ってくる際のルートに危険性はないのかということも重要である。園内の園庭や園舎だけでなく、園外も含めて考えていかないといけない段階にきている。

《H委員》 園舎で育児教室のお手伝いをさせていただいているのだが、園舎の内部を見ると古いのは確かである。雨漏りがしているが、直接子どもに影響がない雨漏りだから後回しになっているというの聞いたことがある。座長がおっしゃった縦軸・横軸に当てはめてもう少し考えてもらいたいと思う。

また、送り迎えで車や自転車の利用が多い。車はできるならば道路状況があるので控えたほうがよいのかも知れないが、遠いところから子どもを2～3人連れてくる、荷物がたくさんある、雨が降るとなると車が必要になってくるのやも知れない。その受け入れの整備をどうするか。一番手軽なのは自転車だが、一時的に止めるスペースもないようなところもあるので、自転車がおけるスペースも考えてもらえればと思う。

※前回までに出された意見について改めて各委員より発言していただき、議論を深める。

《A委員》 公立・私立ということで考えた場合、保育所も幼稚園もそうだが、特に保育所の場合は民営化の議論が始まっている。この10年は待機児童が増え、私立保育所を設置することで保育所の入所枠を補ってきたいきさつがあり、この10年ほどでかなりの数の私立保育所ができてきたのが吹田市の現状である。民間に多くを依存して吹田市の保育所が存在している訳であり、民営化を進めていく流れにある。民間に移すことで施設面のお金についてはある程度の見通しが立つということがあり、吹田市として民間に依存していこうということ

ある。

保育所と幼稚園とで制度は違うが、幼稚園でも園児数の8割以上が私学に通い、民間に依存しているのが実態である。今後もそういう流れだと考え、民間にできることは民間に任せる・民間に依存していくとなったとき、将来子どもが減り、少子化が進むと過当競争が予想され、民間園は熾烈な競争にさらされる。競争はある程度は良い面もあるのだが、それが行き過ぎると子どもにとって良くない部分が出てくるかも知れない。そうなったとき、公立保育所が定員を減らしたり、場合によっては廃止したりすることで民間園が成り立つような配慮が必要になってくるのではないか。公立保育所の担う役割と言う場合には、こういう意味での役割も公立は持っているのではないかと考えている。

《座長》 アウトソーシングを全部するのもしないのかという議論はあるのだが、一定数は民営化し、残された公立は何をするかを議論するのがこの場なので、民営化するという話ではなく、公立保育所の中身の話だと思う。

《C委員》 私立保育所も公立保育所も担うべき役割は、「基本的には」同じである。保育所である限り、就労支援、子どもたちの健全な生活・成長・発達保障という点では、求められるべきものは民間も公立も同じだと私は思っている。そのなかで、それぞれが「主にやるべき仕事」という考え方にしないといけないと私は考えている。

担うべき役割として、たとえば、公立では障がい児保育などは横の連携がやりやすいのであれば、それを「主にやっていただく」かたちがいいと思う。一方で、待機児童に対する暫定的な入所定員の弾力運用ができるのは私立のよいところであり、私立に任せればよいことだと思っている。担うべき役割の違いは基本的にはないと思っており、どういった仕事を「重点的にやっていくか」ということだと思っている。たとえば要保護児童の定員枠を空けておくか空けておかないかは、絶対に空けておかないといけない。それは公立でしかでき得ないことである。公立がよいのか私立がよいのかということではなく、どの事業を重点的にやるのかと考えたほうがよいと考えている。

《座長》 「私立保育所」と「民間保育所」、表記をどちらで統一するか。

《事務局》 公立に対しては「私立」と呼んでいる。

《A委員》 幼稚園では「私立」と呼ぶ。株式会社立があるから「民間」と呼ぶのだろうか。

《事務局》 2つを並べるときは「公立」と「私立」と呼ぶので、その表記で整理したい。民間と呼ばないといけないものは改めて報告する。

《C委員》 私立では0歳児の保育枠の確保は難しい、との意見が前回までにあったが、誤解のないように説明させていただくと、要保護児童を入所させるための枠を常に確保しておくのが難しいというのが現状であり、実際には0歳児をたくさんお預かりしている。

一時預かりや地域子育て支援事業は保育所の良さを知ってもらうきっかけになる、というご意見もあったが、これらは、地域での子育て支援を必要とされている保護者、子どもたちのためや、就労要件に該当しない方、育児不安を抱えている方や保護者のリフレッシュのために行っているものであり、保育所の良さを知ってもらうきっかけになるというだけの理解はしていただきたくないと思っている。

《B委員》 事業の趣旨・目的が第一にあり、その結果として保育所の良さも知っていただくことにつながっているという理解をすればよいのか。

《C委員》 それならば差し支えない。また、一時預かりの実施箇所園数は現状では、私立の

方が多いので、私立「でも」実施しているというご意見は、そぐわないと思われる。

《D委員》 少子化の流れを食い止められないと思いがちであり、少子化を食い止めないと国が滅びるといふ危機感を持っている。高齢化社会になり、それを支える人たちがいなくなることでありかねない。少子化を食い止める方策が大切だと思っているので、大きな目標・目的を表現する文言が入っても良いのではないか。以前も発言したが、フランスでは少子化が食い止められており、そのための方策が講じられている。若いお母さんたちが子育てしやすくなる政策が必要だ、というような文言があってもよいのではないか。そういうものがないと希望を持ってないと思う。

幼稚園の問題も他人事ではない。閉所せざるを得ない園があると聞くと心が痛む。

《H委員》 4か月の新生児訪問で訪ねたお宅で、仕事に戻りたいのに保育所には入れないという相談を受けた。入所要件を点数化したときに優先して入所できる条件に該当しなかったのだと思う。出産のために仕事を辞められたのだと思うのだが、保育所に入るのが先か、就職が先かで、保育所に入れられない状況になっている。条件をどういうふう考えていくかで入りやすい・預けやすい保育所になっていかないといけないと思う。大変立腹されていたのだが、制度の説明はしたが、どうしようもできなかった。

《B委員》 吹田市には緊急一時保育がある。今のお話だと、とりあえず就職が決まりかけたが子どもがいるから踏み切れないという思いがあると思う。1か月か2か月か保育をしてもらい、その間に就職が決まればそのまま保育を継続してもらえ、決まらなければ退所するというような仕組みが確保できれば良いと思う。

《D委員》 就職が決まるまでの待機は有効なのか。

《事務局》 2か月は有効である。枠があれば求職中でも入所が可能であり、2か月の間に就職を決めていただければ継続して入所できる。すでに働いている方との相対評価で入所は決まるので、働いている方のポイントは高くしている。

《E委員》 今後報告書をまとめていくうえで、公立保育所の民営化に至った経緯を記す場合には初めて見る方が誤解することがないように、実施の方針や民営化の計画について詳しく記す必要がある。

《D委員》 これまでの民営化に関する説明のなかで「アウトソーシング」という言葉が使われているが、一般の方が簡単にわかる言葉なのか。

《G委員》 報告書をまとめていくうえで、これまで出された意見を淡々と報告するものなのか、総論となる話で書くのかでありようが変わってくると思う。流れや目的性を持たせる報告書にするのか、そこまではしないのか、考えていく必要がある。

《B委員》 提言ならば「～べきである」などといった推奨的な表現だと思う。たとえば特別保育について、住み分けとして「障がい児保育は主に公立が担うことが望ましいと思われる」というような色分けをした報告にしたほうがわかりやすいのではないか。

また、施設の改修に関しては、「民営化しない園については民営化によって余る財源でやるのが望ましい」という前提を付ければよいのではないか。

《事務局》 提言書のように「総意として～～と提言する」というかたちではなく、いろいろな意見が出た、というまとめ方だと思っているので、「～という意見がある」「～であることが望ましい」といったかたちを考えている。

《C委員》 そういうまとめ方のほうがよいと思う。先程も申し上げたが、障がい児保育は公

立保育所が多くを受け入れており、私立保育所も受け入れてはいる。しかし、連携の良さで公立が秀でているだけで、「公立がやるべき」ということではないと考えている。根本的・基本的には、公立保育所であろうが私立保育所であろうが担うべき役割は同じだと思っているが、財政措置や人の入れ方に差があるだけである。特に、障がい児保育など高度な専門性・ノウハウ・知識を要するものは、公立のほうが連携の点において一日の長があるということである。

《B委員》 色々な意見の報告ということであれば、意見の総括が報告ということになると思う。第1回目の資料によると、提言を市長に上げるということだが、色々な会議があったうえで市長に届く訳で、報告に目を通していただいたときに受け止めていただけるかは不安がある。保育所が実際に何をしているのかご存じかどうかわからないので、もう少し実態を淡々と書き、保育所がやっていることが伝わるようにしたほうがよいのではないかと思った。

《座長》 報告書という体裁をとるうえで、どのような表現・まとめ方が許容されるものなのか。

《事務局》 これまで市のなかで保育所のことを論じていただく会はなかったと思っている。民営化をスタートとして、有識者の方々に公立保育所・私立保育所を含めて保育所のあり方についてご意見をいただいたことは大変有り難いと思っている。そのなかで出た意見については様々なかたちがあってもよいと思っている。書き方によるかも知れないが、様々な意見が出たということ報告のなかに記載できればと思っており、それは市の施策に活かしていくうえでの参考になるものだと思っている。両論併記、たくさんの意見が書き込まれていくものになれば有り難いと思っている。

《G委員》 ある程度は提言のようなもののほうが意味はあると思っている。私立と公立を比較しながら「公立はこうだ」という言い方は、私立も同じ機能を担わないといけないし、目標としてもあるので難しい。公立の機能・特徴については、「公立保育所のあり方懇談会」としてそこに焦点を当てる必要はある。私立・公立を比較して書くのはいかがなものかと思うが、報告としてまとめていくのであれば、現状を対比させながら書くことは可能なのではないか。そのほうがインパクトがありわかりやすいのではないか。

《E委員》 今のご意見に賛成である。公立保育所の担うべき役割については、一定皆さんが同じ方向を向いていると感じている。そういうところは会の意見として提示し、一方ではこういう意見があるという書き方も、意見の羅列をするよりはわかりやすいのではないかと思う。議論を重ねてきているので、ある程度の方向性が固まっている部分については固まっている内容を書き、そうでない部分については「こういう意見がある」と整理した書き方にしていく必要があると思う。

《事務局》 検討する。

《B委員》 地域子育て支援事業を行う場所として私立保育所の提供を希望されるなら、保育所側としても有り難いことである、とのご意見が前回までにあったが、報告書にまとめるうえでは文章の前後の脈略がわかるようにしないと、初めて見る市民には趣旨がわからないのではないか。

同様に、民営化によって、保育・子育て支援経験のある人材の余剰ができる、というご意見も、議論の流れを踏まえた脈略がわかるようにする必要がある。ただ、実際には吹田市では職員の採用はしておらず、人員が少なく足りないぐらいの状況にある。

また、民営化園の保育条件・移管条件を公立保育所の水準よりも下げてほしくない、というご意見も、このご意見を出す場合には、たとえば、民営化園の保護者が納得する条件として現状を維持することが条件だというふうに書いていくのが望ましいのではないかと。ただ、そうなると、保育料の問題があり、移管する以前に上がったたり、配置基準が変わったりということが生じうる。

《D委員》 移管の条件として基準は下げないと言いながら、余剰金が生じるという意味がわからない。

《B委員》 余剰金自体は、今まで市の持ち出しだったものを国や府から持ちだしてもらおうということである。マクロ的な考え方では結局は国のお金であることに変わりなく、どこがそれを出すかだけの違いである。国や府が出せば市の財政が浮く訳で、浮いた分を補助金として障がい児保育や園舎の建て替え、配置基準の補助金などトータルの底上げに使える枠として残すべきだと考えている。

《A委員》 民営化を進めている以上、民間園の底上げについては努力していただきたい。単に吹田市の財政に余裕を持たせるためだけでなく、民営化によって生じた財源は民間園の底上げに使ってもらいたいというのが、民間側の立場として強く思うところである。

《C委員》 公立保育所が民営化されると、保育士の経験がない人材が窓口に配置され、市としての子育て支援機能の低下が懸念される、とのご意見が前回までにあったが、そのためだけに公立保育所を残すというのは少し違うのではないかと思う。こういう役割のためにケースワーカーという福祉職もいるところである。

将来的にどうなるかはわからないが、公的な責任、市が子育て政策において「こういうことをやりたい」というイメージを具現化する意味で公立保育所は必要だと思う。私立保育所に「こういうことをやってもらえないか」と言うだけでなく、吹田市としての子育て支援政策のビジョンを見せる発信基地であるべきだと思っている。そのために公立保育所を何園にすればよいかというのはわからないが、発信的な部分は新しい役割として出てくると考えている。

《A委員》 子ども・子育て関連3法で認定こども園ができ、幼保連携型の設置主体については、国と自治体以外では、社会福祉法人と学校法人のみとなっている。民営化条件はこの場で議論することではないのは重々承知しているが、認定こども園が1つのあり方として現実的になってきたとき、学校法人も保育所機能を持つことがあり得る。よって、学校法人も視野に入れていただきたいと思っている。

《B委員》 民間にできることは民間に任せ、民間の手の届かないところは公が行う流れ、とのご意見が前回までにあったが、公がセーフティーネットのような考え方の印象がある。世の中の流れとして致し方ないが、それでも発信基地的な役割は公が率先して行うくらいのかたちに持っていく必要があると考えている。

《A委員》 保育の実施責任は市にあるので、民間に委託したと言っても責任は市にある。

《C委員》 民間が手の届かないところとは、要保護児童の保育枠のために職員を余らせておくことである。民間では待機児童対策と要保護児童の保育枠とを天秤にかけたとき、待機児童を優先させているのが現状である。それはそれで必要なことだと考えている。

もう1つ、私立保育所では社会福祉協議会と連絡会を作り、地域貢献事業に取り組んでいる。社会福祉法人の保育所が参画して地域子育て支援や地域貢献に取り組んでいる。この点

からは、保育所に限れば社会福祉法人のほうが一日の長があると考えている。

《G委員》 前回までの議論も含め、これまでに出示された意見を全部報告書に載せることにどこまでの意味があるのか。きちんと発言の脈略が伝わる書き方をし、読み手にわかりやすくする必要がある。また、会として合意できることとできないことを整理し、合意できることは文言の整理をして報告書に書くようにしてはどうか。この場では出示された意見を全部そのまま出すことは必要でなく、それは委員の皆さんは望んでいないはずである。

《B委員》 私が懸念しているのは、この資料がこのまま市のホームページに載ることである。それはまず避けていただきたい。前後の脈略がないままに出示されると誤解を招き、「こんなふうにやっているのか」という印象を与えてしまう。次回も同じような資料が出るだろうが、それもそのままホームページに載せてしまうとその資料だけが一人歩きしてしまう。会議の結果内容がガラリと変わってしまうと、すでに公表されていた資料と違うという印象を与えるのではないかと。最後に全員でチェックしたことを最終の報告として載せるのはよいが、今回・次回の議論を経ると段階的に内容が変わることになる。すでに公表されているものと修正されて次回で校了されるもので内容が異なると、「どういうことなのか」という指摘が出かねない。内部資料なら良いのだが。

《事務局》 ご指摘のように、この資料だけを見たときには前後の脈略がないなかで、誤解を招きかねず危険なので、もしご了解いただけるならば、p. 5以降の参考資料をどうすべきかご検討いただきたい。

《A委員》 次回提出される資料はほとんど完成されたものということか。

《事務局》 次回は次回でご意見をいただき、修正をして最終となるので、ご提示する資料は段階的に変わる。

《座長》 今回の資料はあくまで検討中のものであり、検討しているものが出されて一人歩きされるのは困るし、大混乱を起こすと思う。

《E委員》 今回に限って非公開にするという決を取れば非公開にできるということか。

《事務局》 目次構成はできれば公表させていただき、中身については議論の途中ということで調整させていただければと思う。

《座長》 確認だが、今までの議事録は公表されているのか。

《事務局》 公表している。

《座長》 今回の資料で提示された内容は今までの議事録から作られたものである。今回の資料は継続審議中であり、これまでの議論の経過や意見の前後の脈略については議事録を読んでいただいたほうが筋が通ると思う。それでよいのではないかと。委員の皆さんはいかがか。
※委員一同 異議なし。

《座長》 では、そのように取り計らっていただけないか。

《事務局》 議事録として中身はすべて出ているので、今回の資料の公表は目次構成だけにすることで調整する。

《座長》 それでよろしいか。

※委員一同、異議なし。

《座長》 本日の懇談会では出示された意見もまとめていただき、報告書案に反映していただければと思う。

議題2 その他

《事務局》次回の懇談会は、これまでの議論を踏まえ、引き続き報告書案の内容検討を行う予定である。開催日時は12月3日（月）15：00～17：00、会場は本庁舎中層棟4階第4委員会室と説明。

※次回議題・開催日時及び開催場所について、出席委員全員了承する。

以上